都市計画マスタープランの改定について

１．都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の２に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、まちの将来像やまちづくり方針など考えを示すもので、都市計画の最も基本となる計画です。

富士川町では、平成 22 年の旧増穂町と旧鰍沢町の合併を機に、平成 26 年３月に「富士川町都市計画マスタープラン」を策定し、「魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまち」を目指したまちづくりに取り組んできました。

そのような中、急速に進んだ少子高齢化や人口減少による影響、全国的に頻発・激甚化する自然災害に対する安全・安心意識の高まり、コロナ禍による新たな生活様式への転換、デジタル社会の急速な進化、地球規模の環境問題の深刻化など、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、上位計画では、令和７年３月に**「第三次富士川町総合計画」**が策定し、令和２年 10 月に**「山梨県都市計画マスタープラン」**、令和３年７月に**「甲府盆地７都市計画区域マスタープラン」**が山梨県によって見直されました。

このような背景のもと、上位計画と整合を図りつつ、都市や地域の将来あるべき姿を明示し、都市や地域の課題とそれに対応したまちづくり方針などを総合的に定めることを目的として、「富士川町都市計画マスタープラン」を改定します。

■現行の富士川町都市計画マスタープラン


CITY PLANNING OF FUJIKAWA TOWN

富士川町
都市計画マスタープラン
富士川町の都市計画に関する基本的な方針

平成26年3月
富 士 川 町


第2章　富士川町の将来像

1．まちの将来像と目標

「第一次富士川町総合計画」（平成24年3月）における、富士川町の将来像を踏まえ、住民アンケート調査やまちづくり住民会議の意見を参考に、次のようなまちづくりの将来像と目標を設定しました。

富士川町の将来像

※「第一次富士川町総合計画」における将来像

暮らしと自然が輝く　交流のまち
～"生涯"快適に暮らせるまちを目指して～

将来まちの将来像

魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまち

本町は、駿信往還と鎌州往還の追分・宿場、富士川舟運の河岸として古くから栄え、多くの人、物、文化、風習が行き交う結点としての役割を担ってきました。また、南アルプスに連なる山々や大小の河川が生み出す豊かな自然と美しい景観に恵まれ、山麓に形成された里山集落や良好な田園地から骨状地に展開する田園風景、雄大な扇状に沿う都市的な空間が調和する中に、数多くの観光資源や歴史・文化資産が潜在する固有の魅力を秘めました。

長い歴史と営みの中で培われた本町のこれらの財産を損なうことなく、次代に継承していくことは、今を生きる私たちにとってとても大切なことです。

本町がはぐくまた歴史的風格や大切に守られてきた本町が誇る魅力を再認識し、時代の変化を見すえながらまちづくりに活かすとともに、富士川町に住み続けることへの誇りを思いながら、真の豊かさと多くの交流を育む、心豊かに住み続けるまちづくりを目指します。

まちづくりの目標

●人・もの・コトがつながる　交流を育むまちづくり
本町の魅力資源に磨きをかけ質を高めるとともに、住年の市場のように広域交通の重要性を活かし、様々な人やもの（資源）、コト（活動）が相乗効果で連携し、賑わいや交流を育む魅力あるまちづくりを目指します。

●自然と歴史文化が息づく　郷土の誇りを醸成するまちづくり
豊かな自然と先人たちに受われた歴史文化資産は本町の大切な財産です。これら各大切に守り・育むとともに、この恵みを享受する多くの人と関わり合いながら、郷土の誇りを醸成し、活かすまちづくりを目指します。

●安心・心豊かに住み続ける　まちづくり
身近な生活基盤の充実や快適な環境づくり、安心・安全なまちづくりなどを進め、子どもからお年寄りまで誰もが心安らぐ住み続けることを楽しみ、誇りに思うことのできる、心豊かな暮らしを大切にしたまちづくりを目指します。

●支えあい、結びあい、高めあう　元気なまちづくり
本町は昔米学校にみられるように、古くから集落を超えて学び合う風土が根付いており、地域コミュニティや結びつきを築い続けています。この気風を活かし、ともに手をたずさえ、支え合い、高め合う地域づくりやまちづくりを目指します。

33


第2章　富士川町の将来像

2．まちの将来構造

（1）富士川町の地域構造

本町の地形構造は、町の西側を南北に連なる巨摩山地、町の東端を南流する富士川を大骨格として、巨摩山地から利根川、戸川、野呂川、大明川などの小河川が富士川に向かって流れ、谷筋を形成しています。町の北西部は甲府盆地の扇状地に属たり、扇状地・平地が広がっています。

こうした地形構造に即し、本町の土地利用配置は、北西部の扇状地・平地に展開する「都市田園配置」、巨摩山地の山麓斜地に農地と集落が分在する「巨摩山麓山村配置」、標高山、源氏山、富士見山と連なる巨摩山地の「山地森林配置」の大きく３つの配置により構成されています。

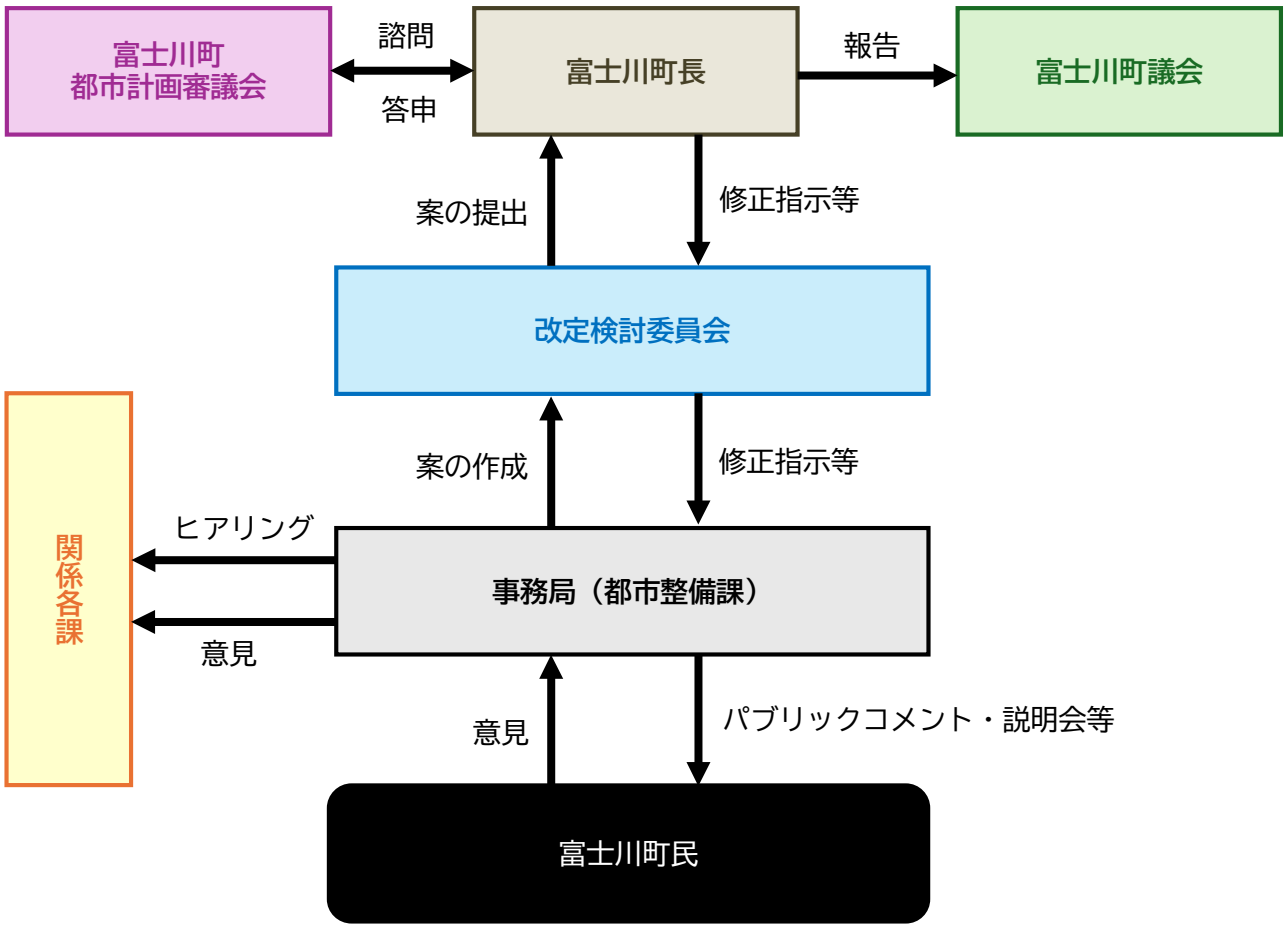
また、都市部は人口の約９割が集中する「都市田園配置」にコンパクトに集約されており、ここから国道52号沿いの広域的な物流軸と、町内三筋（平林筋、植穂筋、五開筋）が伸び、里山に点在する町内の農山村集落を放射状につないでいます。

富士川町の地域構造

34

2．改定体制

富士川町都市計画マスタープランの改定にあたっては、以下の改定体制で行います。



都市計画審議会

学識経験者、団体代表、地域代表で構成する都市計画法に基づいた都市計画に関する事項について調査審議するための組織。
富士川町長から諮問された計画について審議し、答申を行う。

改定検討委員会

学識経験者、団体代表、地域代表、山梨県関係者、富士川町関係者で構成する都市計画マスタープランの策定に関わる最上位組織。
総合的かつ専門的な知見から計画の検討を行う。

3．スケジュール

富士川町都市計画マスタープランの改定にあたっては、以下のスケジュールで行います。

	令和 7 年度								
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
①業務方針の検討	■								
②現況調査・分析		■	■	■					
③関係各課ヒアリング		■	■	■					
④調査結果のとりまとめと課題の整理				■	■				
⑤目標と都市構造の見直し					■	■			
⑥分野別まちづくり方針の見直し							■	■	■

	令和 8 年度											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
①地域別まちづくり方針の見直し	■	■	■	■								
②実現化方策の見直し					■	■						
③調整と計画書のまとめ						■	■	■	■	■	■	■
④改定検討委員会						❶			❷		❸	
⑤パブリックコメント										■		
⑥都市計画審議会							❶					❷

パブリックコメント

		会議テーマ案
改定検討委員会	❶	都市計画マスタープランの概要と全体構想について
	❷	都市計画マスタープラン素案について
	❸	都市計画マスタープラン案について
都市計画審議会	❶	都市計画マスタープランの概要と全体構想について
	❷	都市計画マスタープラン案について

主な改定事項について

（１）計画の構成について

章タイトルと内容があまりリンクしていなかったことから「序章 都市計画マスタープラン策定にあたって」から「第１章　都市計画マスタープランの概要」に修正しました。「第４章 分野別まちづくりの方針」は一目で分野がわかるよう項目名の見直しを行いました。

■現行計画と新計画の目次（名称変更）

序章　都市計画マスタープラン策定にあたって
- １．都市計画マスタープランとは
- ２．計画策定の進め方

第１章　富士川町の現状と課題
- １．富士川町の位置と特色
- ２．富士川町の概況
- ３．町民のまちづくりへの意向
- ４．まちづくりの課題

第２章　富士川町の将来像
- １．まちの将来像と目標
- ２．まちの将来構造

第３章　分野別まちづくりの方針
- １．都市と自然が共生する土地利用の方針
- ２．人や地域を結ぶ道路・交通まちづくり方針
- ３．交流と活力を創造するまちづくり方針
- ４．富士川町らしさを継承する景観まちづくり方針
- ５．豊かな自然を守り彩りを育むまちづくり方針
- ６．地域に住み続けられる防災まちづくり方針
- ７．安心・快適な暮らしの環境づくり方針

第４章　地域別まちづくり方針
- １．都市・田園地域
- ２．平林・穂積地域
- ３．中部・五開地域

第５章　計画の実現に向けて
- １．まちづくりの基本的な考え方
- ２．都市計画マスタープランの実現に向けた施策
- ３．先導的なまちづくり施策の取り組みの推進

参考資料

第１章　都市計画マスタープランの概要
- １．都市計画マスタープランとは
- ２．改定体制

第２章　富士川町の現状と課題
- １．富士川町の位置と特色
- ２．富士川町の現況
- ３．町民のまちづくりへの意向
- ４．まちづくりの課題

第３章　富士川町の将来像
- １．まちの将来像とまちづくり目標
- ２．まちの将来構造

第４章　分野別まちづくりの方針
- １．土地利用の方針
- ２．道路・交通の方針
- ３．観光・活性化・定住促進の方針
- ４．歴史文化・景観の方針
- ５．自然環境・水と緑の方針
- ６．防災の方針
- ７．生活環境・福祉の方針

第５章　地域別まちづくり方針
- １．都市・田園地域
- ２．平林・穂積地域
- ３．中部・五開地域

第６章　計画の実現に向けて
- １．まちづくりの基本的な考え方
- ２．都市計画マスタープランの実現に向けた施策
- ３．先導的なまちづくり施策の取り組みの推進

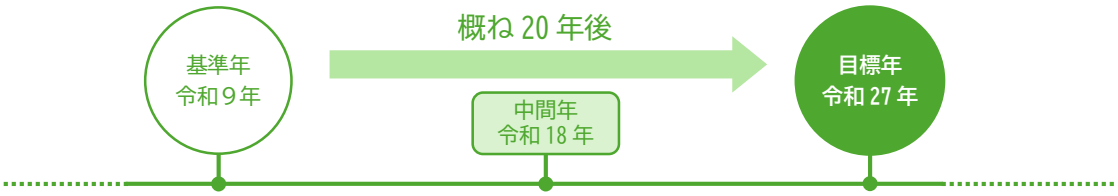
参考資料

（2）目標年次

本計画は、令和９年を基準年とし、概ね 20 年後の令和 27 年を目標年とします。また、中間年は概ね 10 年後の令和 18 年とします。

なお、社会経済情勢の変化、上位・関連計画の改定やリニア中央新幹線の整備等による広域的な都市計画の変更など、本町をとりまくまちづくりの方向性に大きな変化が生じた際に、必要に応じて計画を見直します。

●目標年次

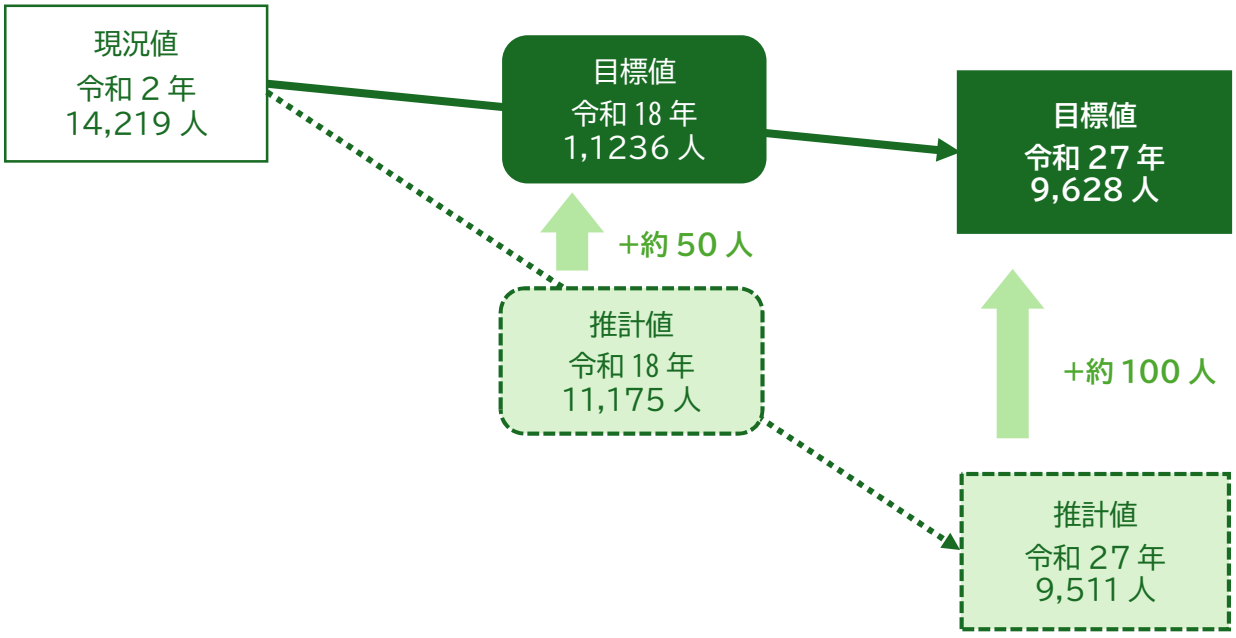


（3）目標人口

本町の人口は年々減少が続いており、令和 2 年時点で 14,219 人となっています。今後も減少傾向が続き、中間年である令和 18 年には 11,175 人、目標年である令和 27 年には 9,511 人になることが推計されています。

目標人口については、本町の人口の将来展望を示す「富士川町人口ビジョン」をもとに、人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造の若返りを図ることと、人口減少社会に的確に対応し、効率的かつ効果的な社会システムを再構築することを念頭に置き、総合的な施策を展開することで、中間年の令和 18 年において 11,236 人、目標年の令和 27 年において 9,628 人を目指すこととします。

●目標人口



資料：国勢調査（令和 5 年 12 月時点）

（４）まちの将来像とまちづくりの目標（P80）

富士川町の将来像は現行計画と同様に総合計画から踏襲し、まちの将来像はまちづくりの目標などを踏まえて設定しました。

まちづくりの目標は現行計画で掲げている４つの目標の考え方を踏襲しつつ、町長の７つのまちづくりビジョン※を踏まえて、３つの目標を設定しました。

現行計画

【富士川町の将来像（第１次富士川町総合計画）】

暮らしと自然が輝く 交流のまち

～生涯快適に暮らせるまちを目指して～

【まちの将来像】

魅力と交流を育み、心豊かに住み続けられるまち

【まちづくりの目標】

●人・もの・コトがつながる交流を育むまちづくり

●自然と歴史文化が息づく郷土の誇りを継承するまちづくり

●安心・心豊かに住み続けるまちづくり

●支えあい、結びあい、高めあう元気なまちづくり

新計画

【富士川町の将来像（第３次富士川町総合計画）】

暮らしと自然が輝く 交流のまち

～集い・楽しみ・豊かに暮らす 自然が息づく美しいまちを目指して～

【まちの将来像】

安心×活力×協働が相乗した持続可能な住みよいまち

【まちづくりの目標】

①誰もが安心できる住みよいまちづくり

②地域の強みを活かした活力あるまちづくり

③支え合い、結び合い、高め合う協働のまちづくり

※まちづくりの目標①では町長のまちづくりビジョン「３笑顔あふれる住みよい町」「安心と安全・豊かな暮らしを守る町」の要素を追加。

まちづくりの目標②は町長のまちづくりビジョン「５地域の強みを活かす町」「６自然が息づく活力ある町」の要素を追加。

まちづくりの目標③は町長のまちづくりビジョン「１地域から始まる協働の町」の要素を追加。

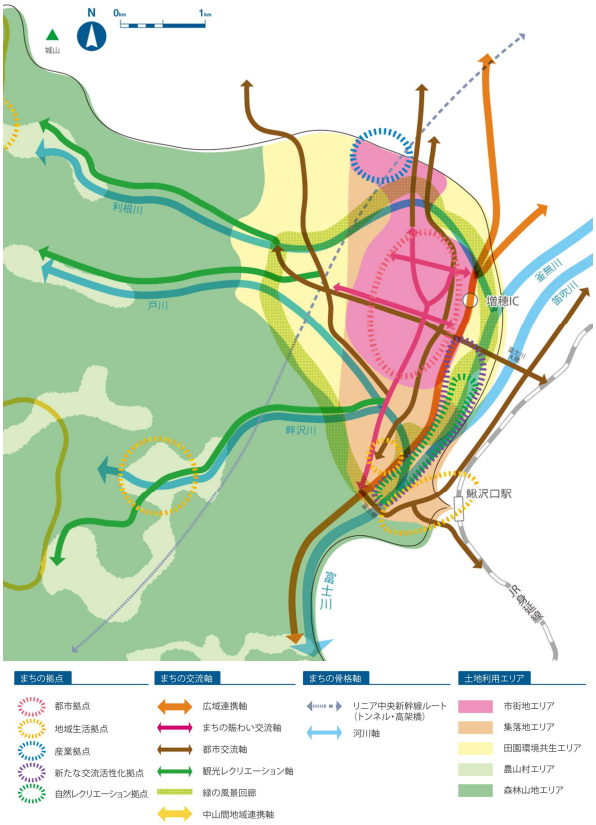
なお、「２人を育み心をつなぐ絆の町」で教育要素が強いため対象外。

（５）まちの将来構造（P82-85）

現行計画から色塗りや拠点などのデザインを変更しました。また、まちの拠点として位置づけていた「中心市街地」は、拠点性をより明確に示すため「都市拠点」に変更しました。さらに、県マス・区域マスで位置づけられている鰍沢地区拠点候補を「地域生活拠点」、富士川リバーサイドを「新たな交流活性化拠点」、富士川周辺を「自然レクリエーション拠点」として位置づけました。

土地利用エリアについては、法適用の状況を踏まえ、用途地域内を「市街地エリア」、用途地域外の集落地を「集落地エリア」、都市計画区域内の田園や住宅地等を「田園環境共生エリア」、都市計画区域外の集落地を「農山村エリア」、都市計画区域外の森林等を「森林山地エリア」として再整理しました。





（６）分野別まちづくり方針（P90-140）

現行計画の分野別まちづくり方針は、施策内容が複数の分野に重複している場合、一つ一つの施策が独立してわかるようにするため、必要な施策はすべて記載していました。それにより、土地利用の方針に道路整備や景観形成などが位置づけられており、分野別で整理しているメリットがなかったため、方針を再整理し、基本的に分野が重複しないようにしました。

また、内容がかなり詳細であったため、詳細な内容は地域別まちづくり方針で示すものとし、分野別まちづくり方針では大まかな方向性を示すものとしました。

●土地利用の方針（P90-96）

まちの将来像と同様に法適用（都市計画区域・用途地域など）を踏まえたゾーニングに変更し、方針を再整理・再設定しました。

●道路・交通の方針（P99-104）

都市計画道路や公共交通のバリアフリー化に関する内容の追加・修正などを行いました。

●観光交流・活性化・定住促進の方針（P107-113）

中心市街地のソフト施策を集約（ハード施策は土地利用に位置づけ）し、拠点の見直しに伴う修正や定住促進に関する内容の追加などを行いました。

●歴史文化・景観の方針（P116-120）

拠点の見直しに伴う修正や富士川舟運の歴史文化を象徴するまちなみ景観の追加などを行いました。

●自然環境・水と緑の方針（P123-129）

拠点の見直しに伴う修正や環境（水環境・生態系、ごみ・省エネなど）に関する内容の追加などを行いました。

●防災の方針（P132-135）

地籍調査に関する内容の追加などを行いました。

●生活環境・福祉の方針（P138-140）

環境に関する内容の削除（自然環境・水と緑に位置づけ）などを行いました。